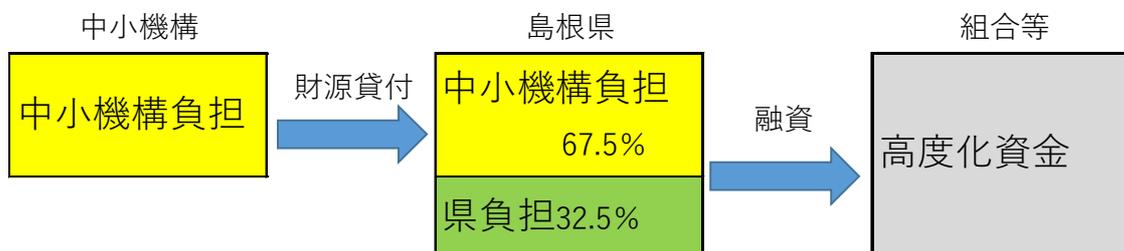


令和2年6月定例県議会提出議案「No90 権利の放棄」

島根県中小企業高度化資金の債権の放棄について

1. 高度化資金（特定小売商業店舗共同化資金）

- ・ 中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が管理する融資制度
- ・ 中小企業が組合を作り共同店舗の建設等に必要な資金を長期、無利子で融資する。
- ・ 貸付原資は、中小機構から県が借入、定められた割合で県分を追加して、県から組合へ貸付ける。
- ・ 県は、貸付金の回収や条件変更等の債権管理を行う。
- ・ 組合は県へ返済し、県は負担割合で中小機構へ償還する。



2. 債権の状況

(1) 貸付の内容

- 協同組合三隅プラザ（浜田市三隅町 平成6年5月設立 以下「組合」という。）
- 店舗名称 「サンプルム」
- 店舗数 組合員：4店、テナント：4店
- 従業員 組合25名、テナント数名
- 高度化資金貸付の状況

（単位：百万円）

貸付年	設備投資	貸付元高	貸付残高	貸付残高の財源内訳	
				[県]	[中小機構]
H6	土地取得 店舗新設	382	227	74 (32.5%)	153 (67.5%)

(2) 現状

- ① 圏域人口の減少や高齢化、顧客流出等により売上が低迷し、再建計画を策定し自力再建を目指してきたが令和元年秋頃から自力再建が困難と判断。
- ② 事業の譲渡先として、株式会社キヌヤ（益田市 以下「キヌヤ」という。）が意向表明をした。
- ③ 組合は、島根県中小企業再生支援協議会（以下「再生協」という。）の支援を受けて、事業再生計画を策定した。
- ④ 県は、2月17日に正式に提示を受け、計画の同意を求められている。

3. 再生計画の骨子

- (1) 組合は、清算して解散する。
- (2) キヌヤが、組合の「事業用店舗建物」「従業員」などを引き継ぐ。
※キヌヤがリニューアル工事を実施し、新規オープンする計画。
- (3) 組合員等の責任
 - ①組合等の全役員の退職金や慰労金なし
 - ②組合員は、組合への出資金及び建設協力金等の債権を全額放棄
 - ③連帯保証人は、再生協の私財調査に基づき、「経営者保証ガイドライン」の基準により算出された各人の額を弁済
- (4) 金融債権者に対し担保権及び連帯保証に応じて弁済し、残りの債権放棄を要請。
金融債権以外の一般債権（仕入れ業者等の債権）は、全額保護される。

4. 債権放棄の内容

高度化資金債権残高の約227百万円から、弁済額約72百万円（下限額）を差し引いた残りの約155百万円（うち**県分約50百万円**、中小機構分約1.05億円）が**債権放棄の上限額**となる。

（単位：百万円）

	① 債権残高	② 弁済額	①－② 放棄額
	227	72	155
うち機構	153	48	105
うち県	74	24	<u>50</u>

5. 再生計画に同意する県の考え方

- (1) 公的な専門機関である再生協が支援して、再生計画を策定していること。
- (2) 石見地域で複数の店舗を展開して実績のあるキヌヤが引き継ぐもので、本事業再生計画は実現可能性が認められること。
- (3) 「経営者保証ガイドライン」の基準に基づいて、私財の提供を含め出来得る限りの負担をして、責任を果たしていること。
- (4) 高度化資金の制度を管理し、財源を県に貸し付けている中小機構が、同意していること。
- (5) 県が同意しない場合は、再生計画は成立せず、組合は破綻、店舗は閉鎖され、回収が進まない状況となることと比べると、約31.7%の回収が進む。
- (6) 共同店舗「サンプルム」は現在も地域一番店であることから、事業の再生・存続が地域の生活インフラと経済活力に大きく影響するとともに、施設内外の雇用が維持されるなど、公共性・公益性の高い計画であること。

以上を総合的に判断し、本事業再生計画に同意し、債権残額の一部を放棄する。